

山口県スポーツ交流村事業計画書（概要版）

1 使用者の平等な使用を確保

(1) 平等な使用計画等について

平等な使用の確保を図りながら、施設の効用が最大限発揮できるよう、全県的な大会の使用等に配慮した調整を行います。

(2) 受入事業の方針

トレーニングルームでは、各種機器を効果的に活用することにより、初心者向け基礎トレーニングから競技者向け技術トレーニングまで幅広く対応します。

ヨットハーバーでは、マリンスポーツの普及及び振興、セーリング競技力の向上を図るため、使用者の海上活動における活動実態に即した最適な環境や安全を提供します。

2 施設の効用を十分に発揮

(1) 管理運営の基本的方針

施設の設置目的である「スポーツ活動を通じて県民の交流及び連携を促進し、もって個性豊かで活力に満ちたまちづくりを推進する。」を基本として、県民の皆様へスポーツに親しみ交流する場を提供することによって、「する」「みる」「ささえる」スポーツ活動への参加を促進します。

(2) 利用促進に向けた取り組み

- ・年度ごとに広報計画を策定し、計画に基づき積極的な広報に取り組みます。
- ・令和2年度は令和元年度実績(150,244人)の70%(105,000人)と想定し、以降、毎年1割の増加を図り、5年後に令和元年度並みの利用者数を目指します。
- ・各施設のサービス向上に努めるほか、利用者に対する「おもてなし」を徹底し、使用者の満足度を高める取組を進めます。

(3) 施設を活用したスポーツ振興策

- ・これまでの施設管理者としての経験をもとに、山口県スポーツ推進計画【改訂版】に沿って、多彩な事業を展開します。
- ・県内の拠点となるヨットハーバー設備と豊かな自然環境を最大限に活用し、魅力ある新規事業を展開します。

(4) 維持管理業務

- ・使用者が長期にわたって安全で快適に利用していただけるよう、設備機器の保守点検を徹底し、適切な維持管理に努め、併せて、省資源、省エネルギー、リサイクルに努め、環境に配慮した維持管理を行います。

(5) 開館日及び使用時間

- ・1月4日から12月27日までの日（毎月第1、第3、第5水曜日を除く）
※ただし、第1、3、5水曜日が祝日と重なった場合には開館します。
- ・受付時間 午前8時00分～午後9時00分 ※トレーニングルームは午後8時30分まで
- ・使用時間 下表のとおり ※使用時間の延長等、弾力的に運用

施設名	使用時間	延長時
体育館・プール・研修室	午前9時から午後9時	午前8時から午後10時（継続）
ヨットハーバー	午前9時から午後5時	午前8時から日没時（継続）
宿泊室	午後3時から翌朝9時	午前11時から翌朝10時（継続）

(6) 利用者や地域住民等の意見等

- ・ 利用者の満足度向上や今後の施設運営にとって貴重な情報であることから、職員全員で謙虚に耳を傾ける姿勢を堅持し、感謝の念を忘れずに適正に対処します。
- ・ また、地域住民からの意見や要望をお聞きする機会を設け、その結果は今後の施設運営に反映させます。

(7) 県内の同種の施設や地域との連携等

- ・ 施設の適正な運営やスポーツ振興事業を円滑に実施するため、積極的に県内の同種の施設や地域との連携を図ります。

3 施設の管理に係る経費の縮減

- 適材適所に人員配置を行い、夏の繁忙期時は、外部スタッフを雇用するなど業務の効率化を行い、業務処理全般において、ネット予約、ペーパーレスなどの簡素化します。
- 近隣の施設の利用料とのバランスやこれまでの使用実績等を踏まえるとともに、利用者の負担の妥当性やサービスの向上に考慮しつつ、利用料金を設定します。

4 必要な人的体制及び経済的基礎

- 利用者が安心してスポーツを楽しめるよう、各部署に指導経験豊富なスタッフを配置し、利用者に適切なアドバイスを行うとともに、これまでの運営実績によって得たノウハウを活かして適切な施設運営を行います。
- 職員の資質の向上を図るため、また、施設運営に関する共通の理念を持つために年間研修計画を作成し、研修を実施します。

5 その他

- 「個人情報保護法」を遵守し、「公益財団法人山口県ひとづくり財団個人情報保護規程」に基づき、利用者の権利利益を保護します。
- 常に利用者が安全に利用できる施設とすることを第一に考え、緊急事態への対応なども含めた研修会や講習会を定期的で開催して、全職員の危機管理意識の徹底を図り、利用者にけが人が発生した場合には、対応マニュアルに沿って迅速かつ適切に対応します。
- 災害や事故等の発生時には、全職員が救命体制及び各種緊急時対応マニュアルに従って、迅速かつ適切に対応します。